

平成30年12月定例県議会における
教 育 委 員 会 答 弁 要 旨

平成31年1月10日
総務企画課秘書広報係

平成30年12月定例県議会（代表質問）

○自民党県議団 吉松 源昭 議員

12月7日

①学校施設の既存ブロック塀の点検とその結果及び今後の対応について 【施設課】

〔学校施設の既存ブロック塀の点検はどのように行ったのか、点検箇所数及びその結果とその後の対応について教育長に問う。〕

点検は、国土交通省告示に定められている調査項目・方法により、外部点検と外観上問題がながったブロック塀の内部点検を行っています。

県立学校については、88校のブロック塀について学校職員と専門家による点検を行った結果、外部点検で83校、内部点検で31校のブロック塀に問題がありました。

これらのブロック塀については、今年度末までに撤去、改修工事を行うことにしています。

現在、高さが2.2mを超えるなど、緊急に対応が必要なものから工事に着手し、11月末現在、27校の91箇所が完了しています。

市町村立学校については、684校のブロック塀の外部点検を行った結果、560校のブロック塀に問題があり、10月末現在、141校が工事に着手し、そのうち69校が完了しています。

また、内部点検についても、同日現在、対象の410校のうち65校で実施され、14校のブロック塀に問題がありました。

今後、国の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、各市町村において、速やかに内部点検及び安全対策が講じられるよう指導・支援してまいります。

②定時制単位制高校に対する評価と今後の対応について 【高校教育課】

〔定時制単位制高校について、どう評価されているのか、また、こうした学校が設置されていない地域の生徒の進学ニーズについて、今後どのように対応するのか、教育長の考え方を伺う。〕

多様な学習歴や就学条件を持つ生徒が高校で学ぶためには、自らの興味・関心や進路希望に応じて教育内容を選択し、自己のペースで学習できる環境が必要であり、定時制単位制は、こうした学習ニーズに適した制度であると認識しています。

県教育委員会としては、中途退学者や不登校生徒の学習の継続、又は大学進学を見据えた集中的な学習など、多様な学びを支援するためには、未設置の筑後地区・筑豊地区にも定時制単位制高校が必要であると考えており、今後、整備対象校や教育内容等の検討を進め、その方針を取りまとめたいと考えています。

③PTAが空調の設置と維持管理をしていることの認識及び今後の対応について

【施設課 財務課】

〔高校の普通教室の空調が殆どPTAにより設置、維持管理されていることの認識と、今後、空調未設置の教室を含めどのように対応するつもりなのか、教育長に伺う。〕

高校の普通教室の空調については、PTAにより設置・管理されていますが、近年の猛暑への対応や日常生活の中で空調使用が一般化している状況、更には学校の夏休み短縮化の動き等を考慮すれば、学校の空調設置は教育活動上必須のものであり、県において設置・

管理を行う必要があると考えています。

今後は、特別教室を含めた空調整備の在り方について、鋭意、検討を進めてまいります。

○国民民主党・県政県議団 佐々木 允 議員

12月7日

①課外授業の現状と指導の取組みについて

【高校教育課】

平成29年11月の県教育委員会の通知後、課外授業はどのように変化したのか、また、事実上の強制につながるような指導とならないよう、どのような指導を行ってきたのか、教育長に問う。

本年度の課外授業については、その実施手続きと内容、教員の従事及び会計に関し、全ての学校で、平成29年11月の通知に基づき確実に実施されていることを県教育委員会として確認をしています。

その結果、課外授業を実施している普通科高校63校のうち、参加率100%の学校数は、昨年度の50校から、本年度は1校のみとなっています。

また、課外授業の適正な実施を徹底するため、チェックリスト等により状況把握に努めるとともに、参加を強制されたと受け取られかねない不適切な指導や、参加していない生徒が定期考查等で不利となる取扱いなどをしないよう、校長会等で具体的な指導を行っています。

②課外授業の受講方法について

【高校教育課】

現在、課外授業の受講方法について県教育委員会としてどのように認識しているのか、教育長に問う。

現在、1年次から教科ごとに選択できる学校は8校にとどまっていますが、2年次からは進学や就職の進路希望に応じ、受講する教科を選択できる学校が増加し、3年次では半数以上の学校が選択制となっています。

また、参加希望の確認時期について、学期ごとに行っている学校は半数程度ですが、通年で申込みを行う学校であっても、希望により中途で受講内容の変更を認めるなど、柔軟な対応がなされています。

県教育委員会としては、課外授業は生徒の進路実現を図る上で重要な機会であり、生徒・保護者のニーズを踏まえ、多様な学習内容が提供されることが望ましいと認識しています。

このため、学期ごとの意向確認を行うとともに、生徒の進路希望や習熟の程度等の実態に応じ、受講できる教科等の選択肢を拡大するよう、各学校を指導してまいります。

③課外授業の会計について

【財務課】

現在の会計状況について適切に行われているのか。

残金がかなりの額累積している県立高校の取扱いについてどのようになるのか、教育長に問う。

平成28年度末時点で、一部の高校において会計報告の不備や余剰金の取扱いなど、適切ではないと思われる事例がありました。

それらの学校に対しては、個別に調査を行い、改善が必要な点について指導をしており、平成29年度からは、課外授業を実施している全ての県立高校で適正に会計処理がされています。

また、累積している余剰金については、各学校の課外授業の主催者であるPTAにおいて

て、課外授業に係る物品の購入や進路指導費・生徒会費等へ繰り入れるなど、役員会・総会等で説明し、承認を得た上で生徒の教育活動に還元されるような取扱いがなされています。

今後も保護者負担軽減の観点から、引き続き会計処理が適切に行われるよう、各学校に指導するとともに、校長協会や事務長会に対しても協力を要請してまいります。

○公明党 田中 正勝 議員

12月10日

①特別支援学校に児童生徒を安心・安全に預けられる環境づくりについて

【特別支援教育課】

〔本人も家族も学校側も安心して、安全に預かる、預けられる環境づくりについて、教育長の認識と見解を問う。〕

県教育委員会では、特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒が安全に教育を受けられるよう、保護者や専門家の意見に基づいて、看護職員や研修を修了した教員による医療的ケアを実施しています。

今後とも、保護者の負担軽減に配慮しながら、障がいのある児童生徒一人一人が、その能力及び特性に応じた十分な教育が受けられるよう、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいります。

②医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援の充実について

【特別支援教育課】

〔特別支援学校だけでなく、地域の学校も含め、幅広く医療的ケアに対応していくために、スピード感ある態勢作りが急務と考えるが、今後どのような方針で支援を充実させていくのか。〕

県教育委員会としては、市町村に対して、看護職員の配置について、補助対象経費の3分の1以内を国が補助し、併せて地方交付税措置がなされる制度の活用を働きかけるとともに、必要な指導助言を行い、小中学校において医療的ケアが適切に実施されるよう、体制づくりを支援してまいります。

また、県立特別支援学校においても、引き続き、保護者や看護職員、関係医療機関との連携に基づく医療的ケア体制の充実に努めてまいります。

③教員の過重勤務に対する緩和対策について

【教職員課】

〔来年度概算要求に盛り込まれている文部科学省の教員の過重勤務に対する緩和対策について、教育長の見解を問う。〕

来年度の文部科学省の概算要求では、小学校英語専科指導の充実を図るために教員定数の改善や、スクールカウンセラー、部活動指導員等の外部人材の配置拡充など、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための予算が盛り込まれています。

これらの諸施策は、学校の指導・運営体制の強化・充実を図り、かつ、教員の負担軽減と学校教育の質的向上につながるものであり、可能なものから着実に取り組んでまいる考えです。

④スクールサポートスタッフ配置による緩和対策の実施について

【義務教育課】 【教職員課】

〔本県でスクールサポートスタッフ配置による緩和対策が実施されないのは何故か、実施のための検討、調整等の予定の具体策について問う。〕

国においては、これまで教員が担ってきた業務を整理し、役割分担の見直しや業務量の削減を進める方針が示されています。

本県としても、先ずは、現在教員が行っている業務について、専門性を有する外部人材の活用や、保護者・地域等との連携強化を十分に行うことが重要であると考えています。

例えば、県では今年、県PTA連合会と教員の負担軽減方策について協議を行い、県PTA連合会として「福岡県教職員の働き方改革サポート宣言」を表明していただき、保護者から学校・教員に対する支援についての検討が進みつつあります。

現在、学校現場の教員が抱える負担感は非常に大きく、学校・家庭・地域・行政で取り組むべき重要な課題です。

今後、他の都道府県等でのスクールサポートスタッフの導入の成果や各市町村の状況を十分に踏まえて、外部専門家の活用充実も含め、県として、教員の負担軽減を一層進めてまいります。

⑤小学校における専科制の実施状況と今後の推進について

【義務教育課】

〔小学校における専科制の実施状況と、今後の専科制の推進について、どのように考えているのか問う。〕

現在本県では、各小学校の判断により、担任外教員を活用した専科制が主に、高学年の算数、理科、音楽、家庭科、外国語等の教科でなされています。

平成29年度においては、63%の小学校で実施されており、3年前の平成26年度と比べて、4.0ポイント増加しています。

このような専科制を講じることは、児童の学習への理解や関心・意欲の向上を図るとともに、教材研究に要する時間の効率化による教員の負担軽減につながる有効な方策と考えます。

今後、県教育委員会として、学級担任同士が、得意とする教科を相互に交換し合って指導を入れ替わる、いわゆる「交換授業」の取組みと併せて、効果的な指導体制の工夫について啓発を図り、より一層、教育活動の充実に努めてまいります。

⑥スクールカウンセラーの本県の配置基準等について

【義務教育課】

〔スクールカウンセラーの本県の配置の基準、そして実態はどうなっているのか。また、教職員の働き方改革に対する具体的な施策として、スクールカウンセラー活用についてどのように考えているのか尋ねる。〕

本県では、全中学校区にスクールカウンセラーを配置するとともに、前年度の相談件数等をもとに重点的な配置を工夫するなど、できる限り市町村の意向を尊重しながら効果的な活用に努めています。

加えて、各教育事務所6箇所にスクールカウンセラー・スーパーバイザーを配置し、不慮の事故や災害時等の対応、学校配置のカウンセラーへの指導助言を行うなど、各教育事務所管内の相談事業の充実を図っています。

現代の子供の抱える心の問題は複雑化し、多岐にわたる中、教職員はきめ細かで丁寧な対応が求められ、負担も増加しています。

スクールカウンセラーの支援は、子供の抱える心の問題を改善・解決へ適切に導くとともに教職員の負担軽減にもつながることから、県としても今後一層、スクールカウンセラーの効果的な活用を図ってまいります。

⑦義務教育未修了者数の把握について

【義務教育課】

夜間中学での受け入れが想定される義務教育を修了しないまま学齢期を超過した義務教育未修了者を把握しているのか。また、把握しているのであれば、県全体で、どれだけの方がいるのか。

平成22年国勢調査では、「在学したことが無い者又は小学校を中途退学した者」が「未就学者」として把握されており、本県の人数は、6,543人です。

⑧教育機会の確保に対する認識について

【義務教育課】

不登校などで実質的に充分な教育を受けられないまま中学校を卒業し学び直しを希望する人、外国籍の人等、これらの人に対する教育機会の確保についての認識について問う。

義務教育を受ける機会は、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま学齢期を経過した方々など、全ての者に確保されるべきであると考えています。

⑨夜間中学等の現状及び課題等について

【義務教育課】

今までに、福岡県で実施された文部科学省の委託事業において、夜間中学や自主夜間中学の現状及び課題等、研究の成果について、教育長に問う。

他県の夜間中学等を訪問し、その実態を調査したところ、中学校卒業資格の取得を重視する「学校教育タイプ」と、夜間に学びの機会と場所を提供することを重視する「生涯学習タイプ」の2種類が見られましたが、夜間中学の在籍者は、年齢や国籍、学力や日本語等の能力も様々であり、実態に応じた指導等の工夫がなされていました。

このように先行する他県の夜間中学においても、在籍する生徒の実態は様々ですので、今後、市町村において学習ニーズや入学対象とすべき者等の正確な把握を踏まえた設置の必要性、教育課程の編成、教職員の配置等の検討が課題であると考えています。

⑩夜間中学に関する本県としての対応について

【義務教育課】

文科省は「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置することを目指す」との方針を示しているが、学びなおしの機会拡大となる夜間中学に関して、福岡県としてどのように対応していくのか、教育長に問う。

本年7月に文部科学省の夜間中学の設置・充実に向けての手引が改定され、効果的なニーズの把握の方法、設置する際の不登校生徒の受け入れ時の留意点等について示されたところです。

夜間中学は、義務教育を受けられないまま学齢期を超えた者の教育機会を確保する重要な役割を持っており、今後、県としては、この手引きを活用し、夜間中学の設置を検討する市町村教育委員会と密に連携し、ニーズの把握方法や設置・運営上の工夫等について助言してまいります。

縁友会 梶島 徳博 議員

12月10日

①柳川藩主立花宗茂に関する文献等を活用した図書館の取組みについて

【社会教育課 文化財保護課】

県立図書館と市町村図書館が連携した大河ドラマ誘致に向けた機運醸成の取組みについて、教育長に尋ねる。

県立図書館においては、平成24年度に「近世福岡の城郭」に関する企画展を開催

し、その中で「柳河城」を紹介しました。

また、25年度に歴史研究団体と連携し、「近世柳川城の歴史とその構造」と題して講演会を実施しました。

さらに、九州歴史資料館分館の柳川古文書館においては、29年度に「立花宗茂と柳川の武士たち」をテーマに特別展を開催しました。

今後とも、県立図書館の情報ネットワークを活かし、知事部局や市町村等と連携しながら企画展を開催するなど、柳川藩主立花宗茂に関する県民の理解を深める取組みを進めまいります。

②県内市町村立図書館における運営形態について

【社会教育課】

本県の市町村立図書館のうち指定管理者制度を導入している図書館は何館あるのか、また、市町村立図書館に正規に雇用されている市町村の職員の割合はどのくらいなのか尋ねる。

県内市町村立図書館等121館のうち、指定管理者制度を導入しているものは34館です。

また、正規に雇用されている市町村の職員の割合は、平成29年度の統計になると、約16%となっています。

③県立図書館における市町村立図書館への支援について

【社会教育課】

市町村立図書館の人材育成にどのように取り組んでいるのか、また、県立図書館と市町村立図書館との本の貸借のネットワークの現状と課題について尋ねる。

県立図書館においては、毎年、福岡県公共図書館等職員の研修計画を作成し、市町村図書館職員の参加を呼びかけて、人材育成を図っています。

また、県内すべての市町村立図書館等と相互に資料を貸し借りするネットワークを構築しており、平成28年度の県内公共図書館等の相互貸借件数は、約13万9千件となっています。

なお、物流費の高騰が課題となり、配送方法の見直し等について検討をしています。

④100周年を契機とした県立図書館の今後のあり方と更なる充実について

【社会教育課】

今後の県立図書館のあり方をどのように考え、これまで以上の充実をどのように図っていくのか、教育長に尋ねる。

県立図書館は、知識・情報の拠点として、多様な資料を提供することにより、県民や地域社会の要請に応えてまいりました。

この役割をより十全に果たすため、今後は、高度化・多様化する県民のニーズに応じて、大学図書館との相互貸借の拡大や、デジタルアーカイブの構築とそのネットワーク化を目指すなど、図書館サービスの充実に努めてまいります。

平成30年12月定例県議会（一般質問）

○自民党県議団 中牟田 伸二 議員

12月11日

【義務教育課】

①コミュニティ・スクールの導入状況について

〔現在、本県において、コミュニティ・スクールを導入する市町村は、実際に増えているのか、全国の状況と比較して具体的に説明を求める。〕

本県でコミュニティ・スクールを導入した市町村等の割合は、毎年着実に増加し、平成30年4月現在の割合は46.9%、この5年間で2倍以上伸びとなっています。

これは、全国平均と比較しますと約16ポイント多く、都道府県の中では10番目となっています。

②コミュニティ・スクール導入の意義について

【義務教育課】

〔導入の意義が未だ各自治体に十分に理解されていないのではないかということを危惧しているところであるが、県教育委員会として、コミュニティ・スクールを導入することの意義について、どのように認識しているのか伺う。〕

この仕組みを先進的に導入した春日市においては、学校と地域とが連携した教育活動が充実し、例えば、子供が地域行事等に積極的に参加することなどを通して、地域への愛着や誇り・感謝の思いが育つとともに、保護者や地域の協働意識・参画意識が高まり、地域そのものの活性化にもつながっていると聞いています。

このように、コミュニティ・スクールは、学校・保護者・地域住民が子供の育成のために目標やビジョンを共有し、それが教育の当事者として協力し合うことにより、子供たちの学びを充実させる有効な仕組みであると認識しています。

③コミュニティ・スクール導入促進の取組について

【義務教育課】

〔学校づくり・地域づくりに関して、今日的な価値が認められるコミュニティ・スクールを本県において広げるため、県としてどのような取組を行ってきたのか。加えて、今後、県内の導入状況を加速させるためには、県として、さらに効果的な啓発の在り方を考えるべきだと思うが、教育長の考え方を伺う。〕

コミュニティ・スクール推進のため、これまで未導入の市町村教育委員会職員や学校の管理職を対象にした研修会を各地区で開催し、導入の意義や仕組みの在り方などについて啓発を行ってきたところです。

今後は、新しい学習指導要領においても、「社会に開かれた教育課程」を理念とする教育活動が重視されていることから、学校と地域とが一体となった教育活動の重要性を広めるとともに、運営組織を見直しながら改善を進めている先進事例を具体的に紹介し、全県的な浸透を促してまいります。

○自民党県議団 桐明 和久 議員

12月12日

①県の教育現場における特別支援教育の対応と課題について 【特別支援教育課】

〔従来の特殊教育から特別支援教育への転換を踏まえた県の教育現場での対応と課題について問う。〕

特別支援教育は、従来の特殊教育の対象となる障がいだけでなく、知的な遅れのない発

達障がいも含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものです。

このため、県教育委員会では、特別支援学校、小・中学校等の特別支援学級、通級による指導、通常の学級における指導といった連続性のある多様な学びの場の整備に努めており、今後さらに、就学前における支援の充実、教員の専門性の向上、外部専門家との連携による「チーム学校」の取組みの強化などを進めていくことが必要であると考えています。

②県教育委員会と市町村教育委員会との連携について

【特別支援教育課】

〔 特別支援教育の充実のための県教育委員会と市町村教育委員会との連携について問う。 〕

県教育委員会では、発達障がいを含む児童生徒が、早期から一貫した継続性のある支援を受けることができるよう、市町村教育委員会の要請に応じ、医療・心理・教育等の専門家を小・中学校に派遣する巡回相談事業を実施しています。

また、保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、本人の教育的ニーズに的確に応える学びの場を提供できるように、就学先決定に携わる市町村の担当者・教職員・指導主事や専門家に対する研修等の充実に努め、県と市町村の連携を図っています。

今後とも、市町村の取組みにできる限り差が生じないよう、その実情に応じた支援を行い、全県的な特別支援教育の充実に努めてまいります。

○公明党 壱岐 和郎 議員

12月12日

①特別支援学校枠の年間採用枠と応募状況及びその評価について

【教職員課】

〔 特別支援学校枠での教員採用に限らず、今後人材確保が重要な課題であるが、 特別支援学校枠の年間採用枠と応募状況及びその評価を問う。 〕

特別支援教育に関する高い専門性と能力を有する人材を確保するため、特別支援学校教諭の免許状を有する者を対象として、平成23年度から別枠での採用試験を実施しています。

本年度実施した採用試験においては、平成23年度の約4倍の110人を募集し、190人の志願がありました。

昨年に比べ、採用者数を増やしたことなどもあり、競争倍率が1.3ポイント減少しており、今後、受験者層の拡大と採用者の質の確保が課題と考えています。

②知的障がい特別支援学校から小中学校への転学について

【特別支援教育課】

〔 知的障がい特別支援学校から小中学校への転学実態はどうなっているのか。転学実態についての教育長の見解を問う。また、本人・保護者・関係校の緊密な連携が必要ではないか。 〕

平成29年度の県立特別支援学校知的障がい教育部門からの転学は、小学校が4件、中学校が1件であり、知的障がいの程度が比較的軽い場合に、小中学校での教科指導を希望するケースが多いと考えられます。

転学に際しては、特別支援学校、市町村教育委員会、転学先小中学校の間で協議がなされ、障がいの状態、必要な支援内容、転学先の体制整備の状況、保護者の意向等を踏まえて、その適否が判断されています。

特別支援教育の理念に鑑みますと、今後、障がいの状態の変化に応じた学びの場の変更について、弾力的に対応していくことが必要になってくるものと考えています。

県教育委員会においては、このような学びの場の見直しの必要性や手続について、特別支援学校の教職員や市町村の担当者に対する研修などを通して、関係者の連携を図ってまいります。

③知的障がい特別支援学校児童生徒の不登校の人数、理由、対応状況について

【特別支援教育課】

〔 知的障がい特別支援学校児童生徒の不登校の人数、理由、対応状況について問う。 〕

平成29年度の県立特別支援学校知的障がい教育部門における不登校児童生徒数は36名で、その割合は約1.7%であり、不登校の理由としては、「転入学時の不適応」や「友人関係の問題」が多くを占めています。

不登校児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携するなど、児童生徒一人一人の状況・状態に応じた継続的な支援を行っています。

④県立高校と特別支援学校との人事交流について

【教職員課】

〔 公立高校における特別支援教育のレベルアップを図り、全ての生徒に適切な指導ができる体制を整える観点からも、計画的な人事異動が重要と考えるが、現状と今後の方針について問う。 〕

今年度、高校と特別支援学校との間において、44人の人事交流を行っています。

県教育委員会としては、特別支援学校を経験した教員が、その専門性を還元することにより、高校における特別支援教育の推進が期待されるため、今後とも、積極的な人事交流に努めてまいります。

⑤電子黒板の整備状況と今後の方針について

【施設課】

〔 電子黒板は特に障がいのある児童生徒には必要と考えるが、本県特別支援学校における電子黒板の整備状況と今後の方針について教育長に問う。 〕

電子黒板は、県立特別支援学校を含む全ての県立学校に、一昨年度から毎年度1台、本年度までに各3台整備をしました。

電子黒板等のICT機器は、児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じて活用することにより、学習上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることに有効であります。

このような観点から、今後も県立特別支援学校におけるICT機器の整備に努めてまいります。

⑥県立高校通級教室の運用状況について

【特別支援教育課】

〔 現在、何人の生徒が通学しているのか、担当教員の選任上の配慮はなされているのか。また、効果や人材育成、今後の取組方針について問う。 〕

現在、教室に通う生徒数は24人で、担当教員は特別支援学校での勤務経験や通級指導の経験の有無及び人材育成という観点から選任しています。

通級指導により、コミュニケーション能力等、将来の自立と社会参加に必要なスキルを習得するなどの教育効果が期待されます。

県教育委員会としては、本年度の実施状況と教育効果の検証を踏まえて、担当教員の研

修の充実や指導体制の改善を図るなどにより、効果的な通級指導の実施に努めてまいります。

⑦知的障害者を対象とする特別支援学校の専攻科の新設を含めた学びの選択肢拡大について 【特別支援教育課】

〔特別支援学校高等部本科卒業後の学びの場として専攻科を含め選択肢を拡大すべき時と思うが、教育長の見解を問う。〕

本県においては、高等部本科の卒業生などに対して、資格取得等に必要な指導を行う場として、視覚及び聴覚の特別支援学校に専攻科を設置していますが、このようなニーズの少なかった知的障がい教育部門については設置しておらず、他県の公立特別支援学校においても例がない状況です。

一方、国における「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について」の論点整理では、障がいのある生徒が学校を卒業した後に、希望を持って活躍できる社会を形成すべきとの認識が示されており、このことは大変重要であると考えています。

県教育委員会としては、今後、国の検討状況に留意しながら、当面、特別支援学校の在学中に生徒が自立し社会参加できる知識・技能を確実に身に付けられるよう、高等部本科の指導の充実にしっかりと取り組んでまいります。

○公明党 松下 正治 議員

12月13日

①県立特別支援学校の通学手段と視覚特別支援学校の通学の現状について

【特別支援教育課】

〔県立特別支援学校においてはどのような通学手段があり、学校数の少ない視覚特別支援学校では子供たちがどのような手段で通学しているのか、現状を問う。〕

特別支援学校の通学手段としては、通学バスの利用、保護者等による送迎、交通機関等を利用した自主通学、寄宿舎からの徒步通学があります。

視覚特別支援学校における通学の現状としては、保護者等による送迎が約29%、交通機関等を利用した自主通学が約24%、寄宿舎からの徒步通学が約47%となっています。

②視覚特別支援学校の学部別在籍者数と在籍者数の格差について 【特別支援教育課】

〔視覚特別支援学校の学部別在籍者数と在籍者数の格差について教育長の所見を伺う。〕

本年5月1日現在で、視覚特別支援学校4校に、幼稚部6人、小学部27人、中学部25人、専攻科を含む高等部に60人が在籍しています。

学部ごとの在籍者数を見ますと、幼稚部の在籍者数が比較的少ない状況にありますが、これは、幼稚部が義務教育段階にないことに加え、地域の幼稚園・保育所等への通園・通所、児童発達支援事業所や障がい児等療育施設の利用など、様々な選択肢があることが影響しているものと思われます。

③視覚特別支援学校における未就学児に関する教育相談の意義と利用人数について

【特別支援教育課】

〔未就学児について、在籍していないが教育相談という形で学校に通うケースもあると聞くが、そのような教育相談の意義と利用人数を問う。〕

教育相談においては、未就学児に対して、視覚機能の評価や、発達に関する検査を実施

したり、遊びを通じ物や人と関わる力を育てるなどの指導を行うとともに、保護者に対して養育上のアドバイスなどを行っており、教育上有益であると考えています。

また、本県の視覚特別支援学校4校においては、毎年70人程度がこのような教育相談を利用しています。

○自民党県議団 江頭 祥一 議員

12月13日

①教員免許更新制の概要及び更新講習について

【教職員課】

〔教員免許更新制の制度の概要はどのようなものか、また、更新講習はどのような内容のものか問う。〕

教育職員免許法改正により、平成21年4月1日から、免許状に10年間の有効期間が付されることとなりました。

これにより、免許状所持者が更新を希望する場合は、有効期限前の2年間に大学等が開設する講習を修了する必要があります。

更新講習の内容は、国の教育政策などの必修領域6時間以上、教育相談、進路指導及びキャリア教育などの選択必修領域6時間以上、教科指導及び生徒指導上の課題などの選択領域18時間以上の合計30時間以上となっています。

②幼稚園教諭対象の更新講習の定員について

【教職員課】

〔幼稚園教諭対象の更新講習の定員と講習会場についてお答え頂き、受講者に対して十分なのか尋ねる。〕

文部科学省の調査によると、今年度の福岡県内の幼稚園教諭の更新対象者は、約600人が見込まれています。

一方、平成30年度の幼稚園教諭のみを対象とした県内の講習の定員は約500人となっており、大学を中心に12会場で実施されています。

このほか、通信教育やインターネットによる講習、幅広い学校種を対象とした講習なども開設されており、それらを合わせますと一応対象者を満たすものと思われます。

③幼稚園教諭対象の更新講習の拡大について

【教職員課】

〔幼稚園教諭対象の更新講習の開設を今すぐにでも拡大させるべきと考えるが、この点について教育長の見解を伺う。〕

更新を希望する幼稚園教諭が、より円滑に講習を受講するためには、現場教員のニーズにあった講習の拡大が望ましいと考えています。

このため、県教育委員会としても、国や県内の大学等に対して講習の拡大を要請しており、その結果、幼稚園教諭を対象とする講習の定員は、平成29年度の約400人から平成30年度は約500人に増加したところです。

今後も引き続き、県内の大学等に現場教員が受講しやすい講習の拡大を要請してまいります。

○国民民主党・県政県議団 川崎 俊丸 議員

12月13日

①不登校児童生徒の現状と取組みについて

【義務教育課】

〔県内公立小中学校における不登校児童生徒の現状と、不登校に対する取組みについて、教育長に問う。〕

本県の平成29年度の公立小中学校における不登校児童生徒の総数は5,476人で、前年度より394人増加していますが、1,000人あたりの不登校児童生徒数は13.5人と、全国の平均値である14.7人よりも低い状況となっています。

不登校の原因は、心理面や社会的要因など、多岐にわたり、個別の状況に応じたきめ細かな対応が必要であることから、本県では、不登校児童生徒と信頼関係のある教員が関わりを深めながら丁寧に対応する、「マンツーマン方式」による指導を基本として実施しています。

また、家庭の生活環境の急激な変化等からくる「不安」や「無気力」が要因として多く見られることから、スクールカウンセラーによる心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる福祉機関等と連携した生活環境改善の支援を行っています。

②公立小中学校とフリースクールとの連携について

【義務教育課】

〔県内の公立小中学校とフリースクールとの連携はどのようにになっているのか、教育長に問う。〕

不登校児童生徒は、学校復帰が困難な場合に、市町村教育委員会が設置する適応指導教室や民間施設である、いわゆるフリースクールにおいて指導を受けることがあります。

その際、在籍校長及び教育委員会がその指導内容等を把握し、適切と判断した場合、在籍校において出席扱いと認めています。

平成29年度は、こうしたフリースクールが県内に30施設ありました。

③「教育機会確保法」を踏まえた今後の取組みについて

【義務教育課】

〔「教育機会確保法」の成立と施行の受け止め、及び今後どのように取り組むのか、教育長に問う。〕

同法は、教育機会確保に向けた施策の充実を求めており、個々の児童生徒の能力や状況に応じた学びの環境を整えることで、不登校児童生徒を含む全ての児童生徒に教育の機会を保障し、将来的な自立の基礎を培うことを基本理念としています。

県教育委員会としては、一人一人の児童生徒にとって魅力ある学校づくりを行うとともに、学校への復帰が困難な不登校児童生徒に対しては、適応指導教室やフリースクールも活用して社会的自立につなぐことが重要と考えています。

今後とも、各市町村において、学校と適応指導教室やフリースクールとの連携、不登校児童生徒や保護者への情報提供など適切な支援が行われるよう、一層促してまいります。

④出席扱いをしているか否かを問わずフリースクール全体の実態把握について

【義務教育課】

〔不登校児童生徒が通う学校以外の施設であるフリースクールについて、出席扱いをしているか否かを問わず、全体を把握する必要があると考えるが、教育長の考え方を問う。〕

フリースクールの活動内容や形態というのは極めて多種多様です。紹介したような適切な学習活動が行われている施設等のほかに、例えば、継続的な学習計画が不十分な施設、あるいは費用負担が大きい施設、さらには行政や学校との接触がない施設などもあります。

したがって、こうした多種多様なフリースクール全体の実態をつかむということは、な

なかなか困難であるわけですが、今後、県教育委員会においても、地域の事情に詳しい市町村の教育委員会の意見を聞きながら、どのような方法があるか検討してまいりたいと考えています。